

意見陳述書

令和8（2026）年7月14日

控訴人 ■■■■■ 佐藤玲奈）

私は、他者に対して恋愛感情や性的欲求を抱かないアロマンティック・アセクシュアルの当事者です。生涯にわたってパートナーを持つことはなく、子どもを産むことも一切望んでいません。もし私が将来的に妊娠する可能性があるとするれば、それは性暴力を受けたときのみです。

結婚や出産を当然の前提とする固定観念が根強く残る社会で、私のセクシュアリティや生き方は異常であるとみなされています。特に少子化が叫ばれる昨今では「国家を破滅させようとしている」というようなバッシングを受けることもありました。

それ以上に苦しかったのは、私は子どもを望まないにもかかわらず、常に妊娠の可能性を排除できない自分の身体と生きていかなければいけないという現実です。私は、国のためにいつでも子どもを産めるよう、準備させられているという感覚を常に抱き続けてきました。

私にとって、全く必要のない妊孕性の保持を強制させられることは、耐えがたい苦痛です。不妊手術は、この苦しみから自らを解放し、自分らしい体になり、一人の人間としてのアイデンティティを全うするための唯一の手段です。

私は、自分のものにならない体で一生を終えたくありません。ただその望みを叶えるためにここに立っています。

一審の地裁判決では、私たちの請求自体は棄却されたものの、「避妊の自由は憲法上の権利として保障される」こと、また「現行の不妊手術を制限する規定は合理性に乏しく、制度のあり方について適切な検討が行われることが望まれる」という判決が下されました。

個人の産む・産まないという決定に対する国家の不当な介入を制限し、それが憲法上の自己決定権であると認めた点において、現行法のあり方には明らかな憲法上の問題があると認識されたものと受け止めています。

それにもかかわらず、判決が判断を回避した背景には、いまだに「女性は例外なく子どもを持つことを望むものだ」という固定観念や、私のような当事者の存

在が法制度の中で最初から想定外として不可視化されている現状が強く影響していると思います。

私は、自分の身体を自分の意思で決めるという極めて基本的な権利が制限されている現状は正されるべきだと思います。

この問題は、決して子どもを望まない一部の人だけの問題ではありません。現行の母体保護法のもとでは、子どもを望んでいる女性も、配偶者同意要件によってたとえ妊娠や分娩によって母体の生命・健康に重大な危険が迫っている場合であっても、配偶者の同意がなければ不妊手術を受けることができません。つまり、個人の生命よりも、配偶者の意思が優先されているのです。これは、女性の身体を、国家や夫に管理されるべき母体として扱っていることにほかなりません。

その一方で、すでに子どもを複数人産んでいる場合には、この制限はないという矛盾も存在します。すなわち、私たちの身体の自己決定権は、国家の望む母体としての役目を全うしたかどうか、という基準に委ねられています。

そもそも、この法律の根底には、国家が国民の身体を管理・利用してきた歴史があります。富国強兵政策の時代には、国民優生法によって国が兵力を確保する目的で、不妊手術が原則禁止されました。そして戦後、この法律は優生保護法へと形を変え、深刻な人権侵害を生み出しました。

つまり、私たちの身体は一貫して国家の管理下に置かれ、都合よくコントロールされ続けてきたのです。時代や方法は異なっても、国民の身体を国家の資源として扱う法律の根幹は、今もなお、母体保護法として受け継がれ、私たちを縛り続けています。

本人の意思に基づく不妊手術をいまだに禁止している国は、世界でもほとんどありません。自らの意思に基づき、どのような身体で生きていくかを自分で決定できる社会は、この世界に当たり前に実在しています。

不妊手術を受けるかどうかは、私自身の体に関する問題であり、国に法律で禁止されるようなことはありません。私の体は、国家のための母体でも資源でもなく、私自身のものです。

裁判官のみなさまには、私たちが人間として個人の尊厳と身体の自己決定権を取り戻すための、公正な判断を下していただくことを望みます。

以上